

## 監査公表第10号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成29年12月6日

新城市監査委員 近藤 隆  
新城市監査委員 滝川 健司

第1 監査種別  
定例監査・行政監査

第2 監査の対象  
上下水道部  
経営課、整備課

第3 監査に当たった監査委員  
近藤 隆  
滝川健司（平成29年11月21日から。同月12日までは鈴木達雄。）

第4 監査の期間  
平成29年5月16日～平成29年12月4日

第5 監査の方法  
平成29年度の監査実施計画に基づき上記の部局に係る平成28年度に実施した事務事業について、あらかじめ提出された監査資料をもとに法令、計数は勿論、事業の有効性、効率性、経済性、重点施策実施状況等に留意して聴取を行った。また、施設管理状況等について確認するため、事務室の現地査察を実施した。

第6 監査の結果  
事務処理及び事業の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程においてふれたところであるが、以下の項目を意見として発表する。  
監査結果に対する是正措置や検討状況等については、この報告の受領日から概ね3か月をめどに通知されたい。

## 上下水道部

### 【経営課】

#### 意見

- 1 公共下水道事業、農業集落排水事業及び地域下水道事業の3事業については、平成28年度から下水道事業として地方公営企業法の適用を受ける公営企業会計に移行、また、水道事業については平成29年度から簡易水道事業を経営統合したところである。これら所管する3公営企業（水道事業、工業用水道事業、下水道事業）会計については、業務量や人口の減少等による料金収入の減少、今後は保有する資産の更新時期を迎えること等から、経営環境の一層の厳しさが予想される。必要なサービスを将来にわたり安定的に提供することができるようするため、引き続き経営の健全化に取り組まれない。
- 2 水道料金及び下水道使用料に収入未済がある。公共料金の公平・公正な負担、水道事業及び下水道事業の健全な運営に資するため、未納の解消に努められたい。また、公共下水道及び農業集落排水供用開始区域内の未接続世帯に対しては、施設の有効利用を図る観点からも早期接続を促されたい。

### 【整備課】

#### 意見

委託業務に関する契約については、随意契約によるものが多かった。業務の特殊性等の理由から他者には取り扱うことのできないものと理解するが、予定価格の算定においては、他の自治体の同種の委託業務契約を参考に検証を行うなどし、適正な価格での業務執行に努められたい。